

長野県PTA安全互助制度 運営規約

第1章 総則

(名称及び趣旨)

第1条 当制度は、長野県PTA安全互助制度（以下、「本制度」という。）と称する。

2 この規約は、会則第24条第3項及び第30条第2項、第32条に基づき、本制度の運営事項及び特別会計の適用と詳細を定めるものとする。

(目的)

第2条 長野県PTA連合会（以下、「本会」という。）は、結成40周年記念事業の一環として本制度を設け、会員相互の互助精神に基づき、PTA活動中に事故が発生した場合に会員及び団体の財政的な負担を軽減するとともに事故の予防を促し、PTA活動の充実と発展に寄与する。

(事業)

第3条 本会は、本制度により次の事業を行う。

- (1) PTA活動中の事故に対する保険金の給付支援（保険会社と団体保険契約の締結及び申請取り次ぎ業務、事務代行）
- (2) PTA活動中の事故に対する見舞金の給付
- (3) PTA活動中における怪我の予防と家庭の健康増進をはかる啓発事業
- (4) 本制度の周知と加入促進及び定期申請手続きを促すための広報活動

第2章 運営

(管理体制及び啓発支援体制)

第4条 本制度は会長を代表者として、常任理事会が管理し、運営実務を専務理事が行う。

- 2 副会長（地区代表）は、各地区内において本制度への理解を促し、啓発を支援する。
- 3 会長は、本制度の推進員を置き、本制度の管理及び啓発の支援にあたらせることができる。

(係)

第5条 本会事務局に本制度の係を設ける。

- 2 係に専務理事及び必要な職員を置く。
- 3 係は事務及び会計を処理し、本制度の財産を保全する。

(会計)

第6条 本制度の会計は特別会計とし、安全互助制度特別会計（以下、「本特別会計」という。）と称する。

- 2 本特別会計は、団体保険会計と見舞金会計で構成する。
- 3 第3条第1号、第4号の事業経費及び会議費、係の事務経費は、団体保険会計により執行し、会費及び団体保険の事務手数料、その他の収入をもってあてる。
- 4 第3条第2号の見舞金及び第3号第3号の事業経費は、見舞金会計により執行し、長野県PTA安全互助会より引き継いだ安全互助積立金（以下「積立金」という）を取り崩してあてる。
- 5 本制度の会計年度は毎年4月1日午後4時に始まり、翌年4月1日午後4時に終わる。

(保険料及び会費)

第7条 単位PTAが負担する本制度の保険料及び会費は次のとおりとする。

- (1) 傷害補償保険料 保護者1世帯あたり 127円
- (2) 賠償補償保険料 1児童・生徒あたり 10円
- (3) 会費 会員1世帯あたり 13円

2 納付済みの保険料及び会費は、理由に関わらず返金しない。

(付議)

第8条 本制度に関わる次の事項は総会において決議する。

- (1) 本制度の事業計画及び予算の承認
- (2) 本制度の事業報告及び決算の承認
- (3) 本制度の廃止及び積立金の清算
- (4) 本規約及び見舞金給付規程に定められた用途によらない積立金の取り崩し
- (5) 本規約及び見舞金給付規程に定められていない積立金の運用

2 本条第3号及び第4号、第5号の決議は、出席者の3分の2以上の同意をもって成立する。

第9条 本制度に関わる次の事項は理事会において決議する。

- (1) 本制度の事業計画及び予算の決定
- (2) 本制度の事業報告及び決算の決定
- (3) 本制度において、契約する保険会社及び付随する団体保険内容の決定

2 本条第3号の決議は、本制度の発足から5年毎の年度（西暦の下1桁が3又は8となる年度）に行わなければならない。但し、特段の理由があるときは常任理事会の決定により随時行うことができる。

(給付手続き等)

第10条 保険金の給付に関わる事項は、契約した保険会社が示す本制度団体保険の約款及び案内書、事務取扱概要、賠償事故用様式に基づく。

2 見舞金の給付（内容、手続き、審査等）に関わる事項は、別に定める。

(個人情報の取り扱い)

第11条 本制度に関わる個人情報の扱いは、別に定める。

2 第3条第1号の事業において、団体保険契約を締結した保険会社へ提供した個人情報の扱いは、当該保険会社の定めによるものとする。

(監査)

第12条 本制度の運営及び会計は監事がこれを監査し、総会で結果を報告しなければならない。

(見舞金給付事業の廃止と積立金の清算)

第13条 次年度に積立金の残高が見舞金の請求額に対して不足すると常任理事会が判断した場合、会長は直近の定期総会において、見舞金給付事業の廃止及び積立金の清算を付議しなければならない。

2 積立金の残高を超過する請求が生じた時、会長は直近の定時総会又は臨時総会において、見舞金の給付事業の廃止及び積立金の清算、未給付者への個別給付金額を付議しなければならない。

第3章 補則

(規約の変更及び廃止)

第14条 この規約の変更又は廃止は、総会の決議によるものとする。尚、この決定は出席者の3分の2以上の同意をもって成立する。

(委 任)

第15条 この規約に定めるもののほか、この規約の施行に関し必要な事項は、諸規程に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和2年2月14日から施行する。

制定 平成21年6月1日

平成28年11月15日 一部改正

令和元年 5月24日 全部改正

令和 2年 2月14日 一部改正